



国庫補助金等特別積立金の取崩

第34条第1項に規定する取り崩し額（減価償却該当分） 373,000円

第34条第2項に規定する取り崩し額（除却処分該当分） 0円

5 担保に共されている資産の種類及び金額

該当なし

6 重要な後発事象

該当なし